

かとう知っところ情報 (第82版)

ホームページ・Instagram・Facebookでも情報発信中！

発行日：令和3年3月22日

発行：加東市商工会

加東市商工会

検索



◆確定申告・納付期限が延長されています

確定申告、納付について、現在延長されています。

【申告期限・納付期限】

税 目	当 初
申告所得税	令和3年3月15日(月)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)
贈与税	令和3年3月15日(月)



税 目	延長後
申告所得税	令和3年4月15日(木)
個人事業者の消費税	
贈与税	

【振替日】

税 目	当 初
申告所得税	令和3年4月19日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)



税 目	当 初
申告所得税	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年5月24日(月)

※持続化給付金など、各種給付金や助成金は、課税対象のため、所得税確定申告時に申告が必要です。

◆小規模事業者持続化補助金について

小規模事業者が経営計画を作成し、計画に沿った販路開拓にかかる経費の一部を補助します。

【一般型】※第1回、第2回、第3回、第4回は終了

原則補助上限 50万円(補助率2/3)

第5回受付締切：2021年 6月4日(金) [消印有効]

【低感染リスク型ビジネス枠】

小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、社会経済の変化を踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセス導入等の取り組みを支援。

その取組みに対する感染防止策に係る経費の一部を補助。

補助額 100万円(補助率3/4)

公募予定 3月中旬予定

◆中小企業等事業再構築促進事業 ※予定

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

【補助対象要件】

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となり事業再構築に取り組む中小企業等。
補助金額が3000万円を超える案件は金融機関(銀行、信金、ファンド等)も参加して策定する。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【補助金額・補助率】

中小企業(通常枠)	補助金額	100万円～6000万円	補助率	2/3
中小企業(卒業枠)	補助金額	6000万円超～1億円	補助率	2/3
中堅企業(通常枠)	補助金額	100万円～8000万円	補助率	1/2(4000万超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)	補助金額	8000万円超～1億円	補助率	1/2

【緊急事態宣言特別枠】

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	補助金額	100万円～500万円	補助率	中小企業3/4
	従業員数6～20人	補助金額	100万円～1000万円		中堅企業2/3
	従業員数21人以上	補助金額	100万円～1500万円		

※今後、事業内容が変更される場合があります。公募要領をご確認ください。

◆新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2期)の申請について

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県が行った2月8日からの営業時間短縮の要請に応じた事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を市町と協調して支給します。支給要件等は「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」申請要項を確認ください。

【対象者・支給金額】

	緊急事態宣言に基づく緊急事態措置	県による要請		
対象期間	令和3年2月8日(月)～2月28日(日) 【21日間】	令和3年3月1日(月)～3月7日(日) 【7日間】	令和3年3月8日(月)～3月21日(日) 【14日間】	令和3年3月22日(月)～3月31日(水) 【10日間】
対象地域	県内全域		神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類提供は午前11時から午後7時まで）に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午前11時から午後8時まで）に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで（酒類提供は午前11時から午後8時30分まで）に短縮すること	
支給額	1日あたり6万円／店舗×時短営業日数		1日あたり4万円／店舗×時短営業日数	
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗（酒類を提供する店に限定しません）			

【申請受付期間】

第2期の時短要請分の申請受付は令和3年4月1日～令和3年4月30日を予定しています。

◆緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※1に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付いたします。

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※2

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額 **= 2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月**

中小法人等 上限 **60**万円 対象期間 **1月～3月**

個人事業者等 上限 **30**万円 対象月 対象期間から**任意**に選択した月※3

申請受付期間 2021年 **3月8日**(月)～**5月31日**(月)

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発令した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

※2 緊急事態宣言の再発令に伴い、**緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という。)**の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

※3 対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

※申請方法は電子申請のみです。

※一時支援金の給付申請を行う前に、中小企業庁が事務局を通じて登録した登録確認機関から、下記に該当することの確認を受ける必要があります。

(1)事業を実施していること

(2)給付対象その他の給付要件を正しく理解していること

詳細については一時支援金 HP をご確認ください。

▶HP (ichijishienkin.go.jp)

◆令和3年4月1日より、税込み価格表示が必要になります！

事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。

店頭の値札、棚札、チラシ、カタログ、広告等
どのような表示媒体でも対象となります。

※総額表示について、詳しくお知りになりたい

方は、財務省 HP をご覧ください。



【URL】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm

◆兵庫支部の健康保険料率と

介護保険料率が変わる

令和3年3月分(4月納付分)から変わります。

・健康保険料率：給与・賞与の **10.24%**

・介護保険料率：給与・賞与の **1.80%**

お問い合わせ先 全国健康保険協会 兵庫支部

【URL】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>